

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第6号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第6号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。本議案は地権者3名による貸駐車場への転用案件。アスファルト舗装であり、開発許可は不要である。造成終了後は、北側の会社へ貸し出す予定で、現地は第2種農地に該当する。

- 議 (報) 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
報告) 平方地区の松本推進委員が報告した。5月22日(土)に平方地区担当委員4名で現地調査を実施した。筆が細かく分かれているのは3名で相続したことによる。現地はトラクターでうなっており、きれいな形になっている。理由書を朗読した。現地は農業振興地域であるが、農用地区域からは除外されている。
- 議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第6号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第7号

農地法第5条の許可申請について

- 議 長 議案第7号について事務局に説明を求めた。
事務局) 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、自己用住宅への転用で、木造二階建のため開発許可が必要な案件である。農用地区域から除外されている。第1種農地であるが住宅目的のため不許可の例外に該当する。申請番号2、地区は上平地区、住宅敷地への転用で、木造平屋建とカーポート建設のため開発許可が必要な案件である。農用地区域から除外されている。第1種農地であるが住宅目的のため不許可の例外に該当する。申請番号3は上平地区、資材置場への転用で、砂利敷のため開発許可は不要な案件となっている。農用地区域から除外されている。第1種農地であるが、2分の1までの敷地拡張のため、不許可の例外となっている。
- 議 (報) 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
報告) 申請番号1については、平方地区の松本推進委員が報告した。5月22日(土)に平方地区担当委員4名で現地調査を実施した。申請地は農地としてきれいに使っている。理由書を朗読した。
申請番号2については、上平地区の大塚推進委員が報告した。5月22日(土)に上平地区担当委員4名で現地調査を実施した。野菜などが植えられ、管理されており問題は無い。理由書を朗読

した。

申請番号3については、5月22日（土）担当委員4名で現地を確認し、現地は特に問題は無い。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第7号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第8号 相続税の納税猶予にかかる適格者証明願について

議 長 議案第8号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、納税猶予区分は相続税、続柄は親子で、対象地は畑5筆となっている。申請番号2、地区は上平地区、納税猶予区分は相続税、続柄は親子で、対象地は畑4筆となっている。申請番号1・2ともに被相続人は同一人で、相続人は兄弟である。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 上平地区の内田委員が報告した。5月22日（土）に上平地区担当委員4名で現地調査を実施した。申請番号1の一部は市街化で、生産緑地に指定されている。栗畑や野菜が植えられ、現地は営農されていることを確認した。

新木農業委員 申請番号1・2について、一部が生産緑地指定を受けているとのことだが、残りの部分はどのような土地利用になっているのか。

事 務 局 事務局で現地調査を行ったところ、生産緑地指定外について、耕作されて野菜等が作付けされており、農地として利用されている。

新木農業委員 市街化区域であっても農地利用されているなら、納税猶予の対象としてもよいのではないかと。

事 務 局 事情を聞いたところ、将来的に売る可能性もあり、最初から生産緑地の指定は受けていなかったとのこと。

新木農業委員 事情はよくわかった。
議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第 8 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第 9 号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。大石地区の畑 3 筆で、相続人は個人の農家である。事務局で現地調査を実施し、全筆ともきれいに耕うん・管理されており、問題ないことを報告。
議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 9 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 10 号 上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議 長 事案番号 1、事案番号 2 について農政課に説明を求めた。
農 政 課 制度について説明し、議案書を朗読した。事案番号 1 は平方地区の畑 1 筆で、自己用分家住宅の案件。事案番号 2 は上平地区の畑 2 筆で、自動車修理工場の敷地拡張の案件。
議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 事案番号 1 について、平方地区の新木委員が報告した。現地は水稻が作付けされており、農地として耕作されていることを報告、変更理由書を読み上げた。
事案番号 2 については、上平地区の内田委員が報告した。変更理由書の概要を説明した。現地は畑、栗畑として利用され、きれいに整理されている。
新木農業委員 事案番号 2 の土地利用計画図にある拡張部分の面積と、申請書に書かれている面積が違っているのはどういうことか。

農 政 課
新木農業委員
内田農業委員
新木農業委員

面積の相違については、改めて確認させていただく。
除外が終わって転用するときに、面積が変わると、除外の証明書と面積が違ってしまう。
図面を見ると、道路の部分が後退しているのではないかと思う。
この道路は認定外だと思うが、拡張に伴う関係部署との調整で、道路についての協議はあったのか。

農 政 課
新木農業委員
農 政 課

道路に関しては道路課と協議をしたが、セットバックについての話は出なかった。
認定外道路であれば協議していないと思う。面積の違いについては確認をお願いしたい。
この計画が出された後、何回か調整して図面が差し替えられており、図は改まったが、記入された数字が訂正前の面積が記されたままになっていた。訂正した面積に直した図面に差し替えさせていただきたい。

議 長

訂正した図面の提出を受けてから改めて審議するか、図面を訂正する前提で今回審議をするか、農政課の考えを伺いたい。

新木農業委員
農 政 課
事 務 局

図面の訂正は農政課ではできないから、代理人が訂正することになる。
申請書の面積で審議していただき、図面を訂正して後日差し替えさせていただきたい。
今回の除外はその後の農地転用にも関連するので、農業委員会から説明させていただく。事案番号1は農地区分が第一種農地であり、自己用住宅のため不許可の例外に相当する。事案番号2も農地区分が第一種農地であり、敷地拡張については2分の1以下の面積であれば不許可の例外に相当する。図面に記された面積では、謄本面積の半分を超えてしまうことから、面積を縮小する修正があった。謄本面積、実測面積ともに2分の1以下でなければ不許可の例外に該当しないことから、図面は確実に修正されてくると思う。

農 政 課

農業委員会から説明があった通り、登記簿面積・実測面積ともに2分の1以下の敷地拡張でないと不許可の例外に相当しないことから、調整する中で敷地拡張の範囲を移動して、面積を縮小した

経緯がある。修正した面積を示した土地利用計画図に差し替えたい。

議 長 修正した図面に差し替えることを前提に審議するか、来月へ審議を送るか、どのように考えるか。
農 政 課 各課協議において、縮小した面積で諮っているのです、図面の修正を了承の上、ここで審議をお願いしたい。

議 長 事案番号1、事案番号2についてさらに意見を求めるが特に無く、議案第10号について採決を行ったところ、特に意見はないという旨の回答をすることを宣した。

議案第11号 令和3年度5月期農用地利用集積計画について

議 長 関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退室を促し、担当課である農政課に説明を求めた。

<関係委員退室>

農 政 課 制度について説明し、議案書を朗読した。

秋池農業委員 設定に関しての質問であるが、新規設定について現地確認を行っているのか

農 政 課 航空写真等で現地の確認を行っている。また登記簿で所有者を確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第11号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議 長 一時退席の委員に入室を促した。

<関係委員入室>

5 報告第2号 専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時35分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年5月25日

議 長

署名委員

署名委員